

川崎区企業市民交流事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 川崎区において、企業の地域社会への貢献活動の機運を高めるとともに、企業・市民・行政の三者が連携して生活市民と企業市民の交流の場づくりを取り組んでいくことを目的とした川崎区企業市民交流事業（以下「企業市民交流事業」という。）を実施する。

(実施内容)

第2条 実施内容については、次に定めるものとする。

- (1) かわさきの宝物（以下「宝物」という。）を発掘し、宝物を活用した取組みを行うとともに、川崎区の地域資源を広く区内外に周知していく。
- (2) 産業ミュージアム関連事業の普及に向けたイベントや行事等を行う。
- (3) 企業や市民が行う社会貢献活動をより積極的に展開するため、様々な支援及び事業等を実施する。
- (4) 川崎区企業市民交流事業を効果的に周知するため、積極的な広報・啓発を行う。
- (5) その他、企業市民交流事業の目的を達するための取組みについて必要と認められる事業を行う。

(推進委員会の設置)

第3条 企業市民交流事業の企画、運営などを行うため、「川崎区企業市民交流事業推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(推進委員会の構成)

第4条 推進委員会は、川崎区内の市民団体及び企業市民等をもって構成する。

(業務の委託)

第5条 企業市民交流事業は、推進委員会に委託することができる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、川崎区役所まちづくり推進部地域振興課において処理する。

附 則

この要綱は、平成7年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月5日から施行する。